

意見書

令和8年7月28日

那珂川市政治倫理審査会

1 資産等報告書の提出状況

那珂川市政治倫理条例（平成7年条例第17号）第4条第1項の規定に基づき、市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）にあっては市長に、議員にあっては市議会議長に、提出期限である令和8年5月31日までに20人全員から資産等報告書（以下「報告書」という。）の提出がなされた。

2 審査の経過

令和8年6月3日から令和8年7月28日までの間に計4回の審査会を開催し、報告書の審査及び意見書の集約を行った。

- 第1回 令和8年6月3日（水） 13：30 から
那珂川市役所2階 第2会議室
・報告書の審査
- 第2回 令和8年6月19日（金） 15：00 から
那珂川市役所2階 第1会議室
・報告書の審査
- 第3回 令和8年6月29日（月） 15：00 から
那珂川市役所2階 第2会議室
・意見書の検討
- 第4回 令和8年7月28日（火） 15：00 から
那珂川市役所2階 第2会議室
・意見書の提出

3 審査の結果

今回の審査対象者は、市長等 3 人及び議員 17 人の計 20 人で、いずれも前年度現職であったことから、前年の報告書との比較による審査等を行った。

(1) 市長等

個別の審査結果は、別紙 1 のとおりである。報告書については、概ね適正に記載されていた。

(2) 議員

個別の審査結果は、別紙 2 のとおりである。報告書については、概ね適正に記載されていた。

4 審査意見

審査の結果、報告書は概ね適正であったが、記載誤りが一部あった。提出義務者においては、次年度以降の報告書について、十分注意して作成されたい。

5 審査会からの要請

那珂川市政治倫理条例第 5 条に規定する資産等報告書の記載事項のうち、税等の納付状況については、市税及びその他普通地方公共団体に関する使用料のみ記載することとなっている。介護保険料及び後期高齢者医療保険料は報告対象から除かれており報告義務はないが、「市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる市長等及び議員が市民全体の奉仕者」として、市政に携わる者が率先して納付状況を明らかにしなければならないと考える。

よって、介護保険料及び後期高齢者医療保険料についても、報告対象に加えるべく検討されたい。

5 政治倫理審査会委員

	氏 名	役 職 等
会 長	今 泉 忠	弁 護 士
副会長	池 田 穂 波	市 民
委 員	櫻 井 孝 俊	元大学教授
委 員	瀧 山 孝 一	税 理 士
委 員	簗 原 義 文	市 民
委 員	山 崎 美代子	市 民
委 員	結 城 弘 二	市 民

(順不同)

別紙 1 (市長等)

資産等報告書の個別審査結果

職 名	氏 名	個 別 審 査 結 果
市 長	武 末 茂 喜	特記事項なし
副市長	小 原 博	特記事項なし
教育長	木 下 尊 雅	特記事項なし

資産等報告書の個別審査結果

職 名	氏 名	個 別 審 査 結 果
議 員	稲生 茉莉子	特記事項なし
議 員	江 頭 大 助	特記事項なし
議 員	木崎 加奈子	特記事項なし
議 員	壽 福 正 勝	特記事項なし
議 員	諏 訪 辺 峻	特記事項なし
議 員	田 中 夏代子	特記事項なし
議 員	津 留 渉	「(3) 収入、贈与及びもてなし ア給与等」「給与及び報酬」区分中「 」の「金額」の欄において、「 円」と記載すべきところ、「 円」とされ誤記があった。
議 員	羽 根 正 俊	特記事項なし
議 員	羽 良 和 弘	特記事項なし
議 員	春 田 智 明	特記事項なし
議 員	臂 英 治	特記事項なし
議 員	平山 ひとみ	特記事項なし

(順不同)

別紙 2-2（議員分）

資産等報告書の個別審査結果

職 名	氏 名	個 別 審 査 結 果
議 員	松 尾 正 貴	特記事項なし
議 員	杢 隈 理 沙	特記事項なし
議 員	真 鍋 昭 洋	特記事項なし
議 員	安 田 明 子	特記事項なし
議 員	吉 永 直 子	特記事項なし

（順不同）